

令和4年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和4年3月4日(金) 開会 午前10時
閉会 午後1時28分

場所 第6委員会室

出席委員 吉良英敏委員長
橋詰昌児副委員長
逢澤圭一郎委員、小川真一郎委員、武内政文委員、諸井真英委員、
小島信昭委員、平松大佑委員、井上航委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
小池要子環境部長、石井貴司環境部副部長、末柄勝朗環境未来局長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、大山澄男環境政策課長
深野成昭温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
河原塚啓史みどり自然課長

[農林部関係]
強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、
島崎二郎農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、
長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第31号	埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例	原案可決
第45号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第46号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第54号	埼玉県環境基本計画の策定について	原案可決
第64号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち環境部及び農林部関係	原案可決
第71号	令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

報告事項(環境部関係)

- 1 第3次埼玉県広域緑地計画の策定について
- 2 第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第3次埼玉県二種特定鳥獣管理計画について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

逢澤委員

- 1 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例案について、追加された指定化学物質と削除された指定化学物質は、それぞれどれくらいあるのか。また、物質が追加されたことで、事業者への影響はあるか。
- 2 環境基本計画の「資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進」で、プラスチック資源の循環的利用の推進に新規に取り組んでいくとのことだが、主な指標を一般廃棄物の再生利用率としている。プラスチック資源の再生利用率ではなく、一般廃棄物全体の再生利用率としたのはなぜか。
- 3 「恵み豊かな川との共生と水環境の保全」では、主要な指標をSAITAMAリバーサポーターズプロジェクトの個人サポーター数としているが、現在個人サポーターは何人いるのか。
- 4 主要施策にはサイクリングの方に声を掛けると記載があるが、このほかにどういう方を対象に声を掛けていくのか。

大気環境課長

- 1 国の指定化学物質は、現行の562物質から649物質へ変更となっており、追加された物質もあるが、164物質が削除された。また、事業者への影響については、今回の改正により新たに指定化学物質となった物質の届出に関して、1年間の余裕をもって事業者へ周知する。令和5年度に事業者に新しい物質を把握してもらい、令和6年度から届出をしていただくことで、事業者の負担にならないよう行っていく。

資源循環推進課長

- 2 当初、プラスチック資源の再生利用率を検討した。しかし、プラスチックごみは市町村により集め方が異なるため、総量が把握できない。また、今年の4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるが、プラスチックごみの一括回収を導入する市町村がどれだけ増加するかも不透明である。加えて、スーパーマーケット等でもプラスチックごみを回収しているので総量の把握は難しい現状がある。また、プラスチック循環利用協会では全国の廃プラスチックの量を毎年公表しており、最新の2020年では822万トンであるが、この数字は生産量を基に算出したものであるため埼玉県分だけを割り出すことはできない。そのため、プラスチックごみを含めた一般廃棄物の再生利用率を指標とした。

水環境課長

- 3 個人サポーター数は、令和4年2月末現在で4,581人である。
- 4 今年度は川で活動をしている方や、川に関心がある方を対象としていたが、今後は、川に興味はないが散歩やジョギング、犬の散歩などで川に行く機会がある方に働き掛けていく。

逢澤委員

- 1 今回の改正で164物質が削除されており多いと感じたが、なぜ削除されたのか。また、現在対象となっている事業者はどのくらいか。今回の改正で対象事業者は増えるのか。

- 2 今後、散歩やジョギング、犬の散歩などをする方にサポーターを広げていくということだが、毎年度4,000人ずつ増やしていかなくてはならないこの目標を達成するのはなかなか難しいのではないかと思う。どのように取り組むのか。
- 3 個人サポーターの実態把握についてはどのように行うのか。

大気環境課長

- 1 指定化学物質の見直しについて、法が施行された7年後に見直しを行うという規定により平成20年に一度行われた。その後行われなかったが、規制改革会議において見直し対象となり、平成30年から見直しが行われた。前回の改正から10年間の間に、状況の変化等によって使用されなくなった物質や毒性がないことが確認された物質等が削除された。対象となる事業者について、埼玉県内では約1,430事業所が届出しているが、今回の改正で新規に対象となる事業者はないと考えている。

水環境課長

- 2 毎年度4,000人は高い目標と認識している。現在は新型コロナの関係で、清掃も含めて川での活動が抑制されている。状況が変われば、多くの方々が川で活動できるようになり、川ガキなどのイベントもできるようになるため、個人サポーターになってもらうよう周知することができる。また、今年からホームページやSNSでの情報発信に力を入れており、700団体以上ある川の国応援団の活動が活性化するように支援することにより、個人サポーターになってもらうよう働き掛ける。さらに、企業にもSDGsの一環というところから川に興味をもっていただき、参画数を増やす中で、個人サポーターの増加も図っていく。
- 3 公式LINEやツイッター、インスタグラム等を友達登録やフォローしていただいた方を個人サポーターとして把握している。

平松委員

- 1 環境基本計画の緑の保全・創出について、身近な緑の創出面積250ヘクタールを目指していくとのことだが、「埼玉県生物多様性に配慮した緑化木選定基準」に合致しているのか。
- 2 補正予算「ふるさとの川再生戦略推進費」について、過去5年間の合併処理浄化槽の転換に係る事業費の当初予算額と実績額にかい離がある。令和7年度に生活排水処理率100%を目標とする中で、目標達成のためにどのように工夫していくのか。
- 3 現在、補助金の周知は彩の国だよりなどで実施しているが、市町村と連携して直接訪問するなど実効性がある形で進めてはどうか。

みどり自然課長

- 1 身近な緑の創出面積の目標値250ヘクタールは、毎年50ヘクタールずつ緑を増やしていこうというもので、県条例や市町村の条例による緑化計画届出制度によって創出するものを主にカウントしている。緑化計画届出制度は、県条例の場合1,000平方メートル以上の敷地で建築行為等を行う場合に一定の緑を創出してもらうものだが、事業者の負担や、この制度が緑の量的な確保を主眼としたものであることから、緑化木選定基準には合致していない。しかし、生物多様性という概念は非常に重要であるので、制度のパンフレットや手引きに緑化木選定基準を掲げながら、周知に努めていきたい。

水環境課長

- 2 合併処理浄化槽の転換補助の執行率は数年前より下がっている。コロナ禍で営業がうまくいかない、市町村も手が足りていないなどの理由がある。100%達成に向けて、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換を進めており補助の対象としているが、このほか下水道や新築による浄化槽の入替えもある。全体を把握しながら転換を進めていく。
- 3 補助金の周知については、今年度浄化槽台帳の整備を進めているが、個人から浄化槽の廃止届出が提出されないなどの状況もあるため、保守点検業者などの協力を得て精緻に把握し、個別に働き掛ける。4月以降は、この台帳を活用することにより、個別の訪問や個別の文書送付などを実施する。効率的に実施することが重要と考えており、例えば単独処理浄化槽が多く残っているところなどに対して、個別に進めていく。

平松委員

緑化木選定基準についてPRしていきたいとのことだが、現状では身近なみどり民間施設緑化事業の案内には緑化木選定基準が掲載されていないので、しっかり掲載してほしいがどうか。また、緑化木基準は事業者だけでなく一般の県民にも求めるものであるため、周知やPRについてしっかり工夫していただきたいが、どうか。

みどり自然課長

民間施設の緑化補助については、人々が集まる民間施設で、公開性が高く、先進的なものに補助している。デザイン性を重視すると、在来種に限定するのは難しいところもある。しかし、生物多様性は重要な概念であるので、補助の条件には入れられないまでも、募集要項に選定基準を掲載するなどして普及に努めていきたい。また、この緑化木選定基準は、平成18年に作成された後、植物の科目が変更しているものもあるため、生物多様性の概念も加味して、緑化木選定基準の見直しを行った上で、市町村や民間へ広く周知していきたい。

武内委員

- 1 補正予算について、特に身近な緑の保全・創出事業費の減額の幅が大きいので、その内容の詳細について伺う。補助申請と用地取得費が当初予算と比べてどうであったのか。
- 2 産業廃棄物監視指導費の減額理由は何か。
- 3 環境基本計画の現計画の評価について伺う。
- 4 環境基本計画の見直しについてどう考えているのか。

みどり自然課長

- 1 身近な緑の保全・創出事業費は、1億8,500万円の減額となっているが、主に四つの項目で減額になっている。一つ目は、民間施設緑化・市町村施設緑化の補助金で、約5,000万円の減額となっている。民間施設については当初4件を予定していたが、工期の都合やコロナ禍における経営環境の悪化などにより、1件の実績にとどまった。二つ目に、園庭・校庭の芝生化補助において、園庭は順調であったが、校庭は、市町村の予算化ができなかったなどの理由で、当初市町村から6件の要望があったものの最終的には3件の実績にとどまり、約4,400万円の減額となった。三つ目は、市町村との緑地の公有地化において、予定どおりの面積を公有地化したものの土地の単価が当初予定を下回ったことから、約2,000万円の減額となった。四つ目は、自然再生緑地保全事業での環境団体と協働した緑地取得において、当初2ヘクタールの取得を想定し

ていたが、地権者との調整などの結果1ヘクタールの取得となり、約5,400万円の減額となった。そのほか小さな減額も含めて、全体で約1億8,500万円の減額となったものである。

産業廃棄物指導課長

2 県が保有している高濃度PCB含有機器の処分費が3,444万5千円の減額となっている。入札を行った結果、当初の見積と契約差額が発生したものである。

環境政策課長

3 環境基本計画について、現計画は、34の施策指標で進捗状況を評価している。これらのうち、令和2年度の状況について、順調に推移している指標が16、計画改定時より改善している指標が11、計画改定時より改善していない指標が7である。改善していない指標は、産業廃棄物の最終処分量や県や市町村が行う3R講座の受講者数等であり、これらについて改善点であると考えている。

4 計画の見直しについては、必要に応じて行っていく。

武内委員

1 補助金や土地取得について、当初予算の時にもう少ししっかり見込みを立てるべきであったと考えるが、この結果を来年度の予算にどのように反映させるのか。

2 産業廃棄物監視指導費は当初予算の幾らの計上額に対して3,444万5千円の減額となったのか。

3 現計画の評価等を踏まえた次期計画の新たな考え方等について伺う。

4 ローリングの時期についてどう考えているのか。

みどり自然課長

1 見込みが甘かった点は、反省すべきと考える。そのため、来年度予算については、照会等で見込みを精査した上で計上している。

産業廃棄物指導課長

2 当初予算では8,154万2千円を計上していた。補正予算では、3,444万5千円を減額し4,709万7千円を計上している。高濃度PCB含有機器は、計画に基づいて来年度までに処分することになっているが、全国的に処分費が変動傾向にあり、このような入札結果となったと考えている。

環境政策課長

3 環境を取り巻く課題については、気候変動への対応としての「2050年カーボンニュートラル」や、資源の循環的利用の推進における「プラスチック回収とリサイクルの仕組みづくり」といった地球的規模の課題がある一方、「みどりや川の保全」といった、県民生活に身近な自然環境に関する課題まで多種多様な課題があり、またそれらの課題は相互に関連している。こうしたことから、「様々な課題を統合的に解決する」というSDGsの理念に沿い、三つの「長期的な目標」の実現に向けては個々の環境問題が相互に関連していることを意識し、それらの解決を図る「様々な環境問題の統合的解決」と、SDGsの17の目標のうち、環境と特に関わりの深い目標の達成はもとより、経済・社会の諸課題も含めた統合的な解決を図る「環境・経済・社会の諸課題の統合的解決」を第4章として施策展開の基本的な考え方に掲げた。

- 4 ローリングの時期については、今後、地球温暖化対策実行計画の見直しを予定しており、その中で環境基本計画に関係して修正する部分があれば、必要に応じて行いたい。

武内委員

PCB処理費は、当初予算と比べて半分になっているが、新年度の予算はこれを踏まえて対応しているということでしょうか。

産業廃棄物指導課長

来年度で処分を終了する予定なので、確実に対応できるよう計上した。

山根委員

環境基本計画では食品ロス量を3.3万トン削減するとしているが、どのような取組を行っているのか。

資源循環推進課長

食品ロスには、家庭系と事業系がある。家庭系の取組の一例としては今年度県下一斉フードドライブキャンペーンを、10月11月を中心として、市町村や社会福祉協議会とともに取り組んだ。また、Jリーグや経済5団体も参加するなど広がりが見られた。事業系の一例としては、災害備蓄食料品を子ども食堂やフードバンクへ提供するため県がマッチングを行っている。県は昨年度、こうした取組をまとめた食品ロス削減推進計画を策定した。今後も計画的に進めていきたい。

山根委員

- 1 飲食店は現在コロナ禍で営業ができず食品ロス量の自然減もあると思うが、その点も計画に取り込んでいるのか。
- 2 フードドライブキャンペーンを継続したいとのことだが、どのくらいの効果が見込まれるのか。
- 3 飲食店からの食品の持ち帰りはテイクアウトと同様に積極的に実施してもいいのではないかと。長野県などでも、安全に持ち帰りができる方法などを事業者負担を掛けないようにお知らせするなどの取組を行っている。本県では持ち帰りについて、どのように取り組んでいくのか。

資源循環推進課長

- 1 コロナ禍による食材の自然減は食品ロス量全体に影響があると思われるが、一時的なものであり計画全体に影響を及ぼすものではないと考えている。
- 2 今回の県下一斉フードドライブキャンペーンでは91団体が参加したが、このうち市町村は46であり、まだ伸び代がある。現在、今回のキャンペーンの好事例をまとめた事例集を作成しているところである。また、フードドライブの進め方をフローチャートにし、冊子や県HPで発信している。こうしたものを活用して、未実施の市町村へ働き掛けていきたい。
- 3 持ち帰りについては以前検討したことがあるが、食品衛生法上の課題があるなど難しいことが分かった。そのような中でも、様々な工夫をして取り組んでいる飲食店がある。県では、こうした食品ロス削減に取り組む飲食店を「エコぐるめ店」として登録しており、ステッカーを配布している。昨年11月時点で510の事業所が登録している。今後も様々な取組により飲食店を支援していきたい。

秋山委員

- 1 埼玉県環境基本計画において、気候危機について県でできることは何かを考えると、エネルギーの地産地消を進めることであり、県有施設に太陽光パネルを設置することであるが、現在の県有施設での太陽光パネルの設置率はどうなっているのか。また、この目標の中で、こうした取組がどう位置付いていくのか。
- 2 令和3年12月定例会の一般質問において、県は気候変動非常事態宣言に取り組むべきと質問した。また、令和4年2月定例会の代表質問において、気候変動非常事態宣言に関する知事の発言があったと思う。埼玉県環境基本計画は5か年の計画であるが、宣言が出た場合は新たに計画に加えるのか。

温暖化対策課長

- 1 県有施設の太陽光発電設備の設置状況について、関係部局に確認したところ、県警察を除いて令和3年11月末現在、45施設で設置割合は約12%となっている。
- 2 本年2月定例会の代表質問で知事は、カーボンニュートラル宣言の実施を踏まえて実行計画を見直すと答弁した。国の46%削減目標を踏まえ、現在実行計画を見直しており、見直しが終われば環境基本計画変更を検討する。次期環境基本計画でも、今世紀半ばにカーボンニュートラル実現を目指していることを明記している。

秋山委員

今後の県有施設への太陽光発電設備設置の目標はあるのか。

温暖化対策課長

県有施設の太陽光発電設備設置については、他部局と連携して取り組んでいる。環境部には具体的な目標はなく、おそらく他部局にもない。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

逢澤委員

- 1 農地中間管理機構運営事業について、農業構造改革支援基金とはどのような基金か。
- 2 どのような予定があって、この基金を積み増すこととしたのか。
- 3 農地中間管理事業を進める一手段として、ほ場整備を実施することがあると思うが、どのような場合にほ場整備を行うのか。また、ほ場整備をすることによって、転貸借や集約化に影響が出ることがあるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 農業構造改革支援基金は、農業経営の規模拡大、農地の集団化により、農地利用の効率化・高度化を図り、農業の生産性の向上など、農業の構造改革を進める事業の財源に充てるために、平成25年度に全額国庫で設置したものである。
- 2 この基金の主な使途は二つあり、一つ目は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の推進に必要な経費である。二つ目は、農地中間管理機構に地域の一定割合の農地を貸し付けた場合に、地域に交付される機構集積協力金の用途として使われる。今回、積み増した基金については、令和4年度以降に交付を予定している機構集積協力金の財源の一部に充てるもので、国の経済対策の一環で本県に配分されたものである。
- 3 ほ場整備を実施する場合は、地域の農業者、担い手及び機構の合意を得られたものから、随時実施している。農地中間管理事業に関わる重点地区における農地耕作条件改善事業では、合意が得られた地区から畦畔撤去などのほ場整備を行っている。また、ほ場

整備による影響について、畦畔撤去などは事業期間が短いため、転貸等に遅れが生じることはないと考えている。

農村整備課長

- 3 補足説明である。ほ場整備事業については、国の補助金を活用して事業を進めており、担い手農家への農地集積率の向上が事業の採択要件として非常に重要となっている。農地中間管理機構については、地域の農地を借り受けてそれをまとめ、担い手に転貸するという機能を持っており、ほ場整備の利用集積計画の達成には非常に重要な役割を担っている。ほ場整備を推進する地域では、農地中間管理事業と施設を地域で管理する多面的機能支払の3点セットで推進をしている。

逢澤委員

- 1 今後、どのように農地中間管理事業を進めていくのか。
- 2 基金の積み増しによって、基金残高はどのくらいになるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 農地中間管理事業の進め方については、先ほど説明した基金等を活用しながら、次の4項目を重点的に進めたいと考えている。一つ目は、現在市町村で進めている「人・農地プラン」の見直しと連動した推進、二つ目は、農地の畦畔除去、区画拡大など基盤整備と一体となった推進である。三つ目は、農地中間管理事業に取り組んだ地域に交付される機構集積協力金を農業用水の整備、農業用機械の購入、草刈作業の日当などに活用している取組の横展開、四つ目は、制度の広報活動であり、今年度もNACK5やテレビ埼玉でスポットCMを実施し、マスメディアを活用した制度の広報活動を行っている。こうした取組を行政、農地中間管理機構、農業委員会、JAグループ及び土地改良区が連携して取り組んでいきたいと考えている。
- 2 今回の積み増し8,955万8千円を加えると、令和3年度末の基金残高は1億7,928万5千円となる見込みである。

山根委員

農地中間管理事業の課題として、貸す人と借りる人のバランスが取れていないと聞くと、本県の状況を伺う。

農業ビジネス支援課長

農地中間管理機構のコーディネーターや各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員が中心となって地域の農家を回り、農家の経営状況、規模拡大の意向を確認しながら、貸し手と借り手を結び付ける取組を進めている。貸したいという農家の声が多いというのも現実であり、遊休農地やすぐに耕作できないような農地は、すぐに借り手が見つからない現状もある。そうした遊休農地に対しては、機構も含め、耕作しやすい状況にしなが、借り手を見つける取組を行っている。

小島委員

数はどれくらいか。

農業ビジネス支援課長

数については、農地中間管理機構への出し手については約16,500人、農地中間管理

機構からの受け手については約4,000人である。

山根委員

借りたいという人や、それまで農業と関わりがなくこれから農業を始めようとする方などには情報が入りにくいと思うが、周知はどのように行っているのか。

農業ビジネス支援課長

借りたいという人に対しては、各農林振興センターに配置したコーディネーターが情報提供するとともに、農業委員会では農地情報を整備し、窓口で情報を発信している。また、新規就農者に対しては、新規就農相談窓口でも事業の紹介をしている。

小川委員

- 1 増額補正は、鳥インフルエンザで被害が出た農家に対する移動制限の損失補てんであるが、補てん対象の農家は何件か。また、損失額を全て賄えるのか。
- 2 被害の出た農家にどのようなスケジュールで補助金を交付するのか。
- 3 当初予算が1億8,000万円で、今回8,400万円の補正である。被害が出るたびに補正を組んでいるが、鳥インフルエンザはいつ被害が出るか分からないので、当初から多めに積算してはどうか。

畜産安全課長

- 1 12月に発生した高病原性鳥インフルエンザでは、移動制限と搬出制限を行い、その対象となったのは41戸61農場であった。家畜保健衛生所が各農家に損失を確認したところ、20戸26農場で何らかの損失があった。説明資料の取組概要にある区分でいうと、卵や鶏の生体が出荷できずに損失が生じたものが19戸25農場であった。また、生体が一時的に出荷できず、飼養期間を延長したことにより、その間の飼料代などの掛かり増し経費で損失があったのが16戸16農場であった。なお、両方について損失があったのは、15戸15農場であった。予算額は農家の申出額で計上しており、今後、国と協議を行い、損失補てんの対象となるかを精査していく。対象となった農家の損失については、全て補てんできると考えている。
- 2 補助金の交付に当たっては、一部が国の負担金の対象となることから、県が損失額を算定した後、国と協議する必要がある。そのため、議決後速やかに国との協議を行い、協議が終了した農家から順次補助金を申請してもらい交付する流れとなっている。
- 3 家畜伝染病が発生した場所や制限の期間により、損失が発生する農家数や、被害の規模も変わってくる。発生が収束しないと損出額を算定できないため、その都度対応していく方がよいと考えている。

【付託議案に対する討論】

なし